

1 複数校合同チームのあり方・基本的な考え方(全国高体連)

※部員不足のため部活動の継続が困難となり、複数校合同での活動が行われている場合に限る。

- ① 学校の統廃合に伴う複数校の合同チームの大会参加
- ② 部員不足等に伴う複数校合同チームの大会参加

2 学校の統廃合(設置者による学校の廃止及び廃止に伴う複数の学校の統合で、募集停止を伴うものをいう、以下同じ)に伴う複数校合同チームの大会参加について

- (1) 当該校に在籍する生徒の活動を保障するために、統廃合完了前の2年間に限り、合同チームを組んで大会参加することができる。
- (2) この場合、全国高等学校総合体育大会の出場も認められる。
- (3) 統廃合の予定があっても合同チームを編成せず、単独チームで出場することもできる。
これについては、学校ごとではなく部活動ごとに取り扱うものとする。
- (4) 同一競技において、選手が単独チームと合同チームの両方から大会に出場することはできない。

3 部員不足に伴う複数校合同チームの大会参加について

- (1) 部員不足に伴う複数校合同チームの地区予選会及び県大会出場を認める。

この場合、東北新人選手権大会の出場は認めるが、東北高校選手権大会及び全国高校総合体育大会の出場は認められない。

- (2) 部員不足に伴う合同チームの編成については下の条件を満たした場合、認めることとする。

ア 対象となる学校長が認めた合同練習等が、定期的に行われていること。

イ 編成は、同地区内の学校同士によるものを基本とする。ただし、合同できるチームがない場合やサテライト校については、審議のうえ判断する。

- (3) 合同チームを編成する場合は、勝利至上主義的発想で行われることのないように十分留意をする。

4 合同チームでの部活動・大会出場に関する手順

【合同チームを希望する加盟校】

合同部活動相手校への依頼



【該当校】協議

専門部へ出場の申請依頼

※様式1は申請する学校全てが提出する。

申請
(様式1) ↓

↑
回答
(様式3)

【専門部】大会出場の可否について協議

県高体連、該当校に通知

↓ 報告(様式2) ※様式1の写しを添付する。

【県高体連事務局】

出場の承認

平成24年10月10日より施行
平成26年11月 一部改正